

委提第1号

専決処分事項の指定についての一部改正について

会議規則第14条第2項の規定により、専決処分事項の指定についての一部を次のとおり改正する。

平成26年9月25日 提出

提出者 議会運営委員長 横山 功

北本市議会議長 黒澤 健一 様

## 専決処分事項の指定についての一部改正について

専決処分事項の指定について（昭和54年議決第63号）の一部を次のように改正する。

第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次の1号を加える。

- (1) 法令により当然必要とする条例（法令による題名、条項又は用語の改正に関する条例に限る。）を改正すること。

専決処分事項の指定についての一部改正について新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、次の事項は、市長において専決処分することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、次の事項は、市長において専決処分することができる。</p> <p>(1) <u>法令により当然必要とする条例（法令による題名、条項又は用語の改正に関する条例に限る。）を改正すること。</u></p> <p>(2)～(4) 略</p>